

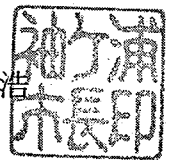
袖ヶ浦市告示第163号

袖ヶ浦市税条例（平成5年条例第1号）第18条の2第1項の規定に基づき、富山県及び石川県における市税に関する申告期限等を延長する件（袖ヶ浦市告示第13号）において別途袖ヶ浦市告示で定めることとしている期日のうち、下記に掲げる指定地域に住所若しくは居住又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和6年7月30日までの間に到来するものについて、令和6年7月31日とする。

令和6年7月22日

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

記



都道府県名	指定地域
富山県	全域
石川県	金沢市
	小松市
	加賀市
	羽咋市
	かほく市
	白山市
	能美市
	野々市市
	能美郡川北町
	河北郡津幡町
	河北郡内灘町
	羽咋郡宝達志水町
	鹿島郡中能登町